

# たむらの桜公募要領

## 1. たむらの桜の要件

たむらの桜は、次の各号に該当する桜であること。

- (1) 市内外の方に見ていただきたいと勧められる美しい桜
- (2) 地域住民や市民に親しまれている桜で、応援していきたい桜
- (3) その他、特にたむらの桜として相應しい（現在のさくら28撰と同程度のもの）と認められるもの（さくら28撰も公募の対象となります）

## 2. 応募方法

- (1) 田村市ホームページの「たむらの桜応募フォーム」または応募様式に必要事項を記入し、カラー写真（咲いていなくても可）、位置図を添付し下記提出先まで郵送、FAX、直接持参のいずれかで提出してください。
- (2) 応募は何点でも可。自薦、他薦いずれも可とします。  
【注】所有者の承諾を得たうえで公募してください。
- (3) 提出された応募様式は返却しません。なお、写真等の添付書類についてはたむらの桜の選定・公表のため市が使用し、著作権等は市に帰属するものとします。
- (4) 応募様式の提出先及びお問い合わせ先

田村市役所 産業部観光交流課  
〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2  
TEL：0247-81-2136 FAX：0247-81-1210

## 3. 締め切り

令和4年2月28日（月）（郵送の場合は、消印有効。）

## 4. 個人情報の取扱い

知り得た個人情報については、たむらの桜に関する参考書類としてのみ利用することとし、第三者への提供は行いません。

## 5. その他

応募者の中から、抽選で10名様に「田村の極」の特産品（5,000円相当）をプレゼントします。